加算方式と除算方式の特徴

(「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン(2013年3月)」を参考)

	加算方式	除算方式
評価値の 算定方法	評価値 = 価格評価点 + 技術評価点	評価値 = 技術評価点
	・価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、 施工の確実性を実現する技術力を評価することでこれらのリスクを低減し、工事品 質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味する指標。	・VFM(Value for Money)の考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。
	・技術評価点の得点率、入札率の項が独立しており、それぞれに対して評価値が一次的 に変化する特徴を有している。	・技術評価点の得点率を上げても評価値は一次的にしか増加しない一方で、入札率を下 げると評価値は累加的に増加する特徴がある。
特徴	・工事の難易度、規模等に応じて価格と技術の配点を適切に設定することにより、品質向上(技術評価点の得点率の向上)と施工コスト縮減(入札率の低下)のバランスがとれた応札が期待できる。	
	評価値	評価値
	(高) 入札率 (低) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン(2013 年 3 月)」p.3-3 より	(高) 入札率 (低) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン (2013年3月)」 p.3-4より

(参考1)世田谷区施工能力審査型総合評価方式における算定方法(現行制度)

(1)評価値の算定方法

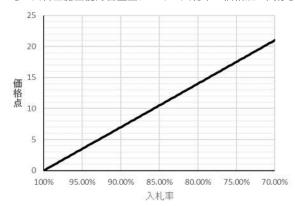
加算方式による。

評価値 = 価格点 + 施工能力評価点 + 地域貢献評価点

(2)価格点の算定方法

価格点 = 70 × (1 - 入札価格 予定価格)

【世田谷区施工能力審査型における入札率と価格点の関係】



(参考2)東京都の総合評価方式における価格点算定方法

総合評価方式の型	技術提案型	技術実績評価型	技術力評価型	施工能力審查型
方式 (加算/除算)	除算方式	加算方式	加算方式	加算方式
	評価値 = (基礎点 100点 + 技術点) × 1億 入札価格	価格点=(式 ×0.13+式 ×0.87) 式 (上限は30点とする。)	価格点=(式 ×0.4+式 ×0.6)×0.8 式 (上限は50点とする。)	価格点 = 100 × (1 — 入札価格 予定価格)
価格点の算定方法	評価値については小数点第5位以下を切り捨てて、小数点第4位までとする。ただし、競争入札参加者間の差が小数点第5位以下で生じている場合は、その初めての差が生じる位未満の端数を切り捨てて、当該位までとする。	30 ×	準値とする。 基準値 = 直接工事費×75% + 共通仮設費×70% + 現場管理費×70% + 一般管理費等×30% + 発生材売却費等 ・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、50点とする。 式 (上限は50点とする。) 50 × (予定価格 - 入札価格 / 予定価格 - 調査基準値 / 入札価格] × 1/2 ・調査基準値は、調査基準価格を、有効数字3桁とし	企業の信頼性・社会性を評価する場合 価格点 = 115 × (1 - 入札価格 予定価格)
技術点の上限値	60 点	て、端数処理したものとする(4桁目は切り上げる)。30点	て、端数処理したものとする(4桁目は切り上げる)。 50点	18 点 企業の信頼性・社会性を評価する場合 21 点

【東京都の調査基準価格の算定基準】

予定価格の 10 分の 7 から 10 分の 9.2 までの範囲内で以下の式によって設定

調査基準価格 = 直接工事費×97% + 共通仮設費×90% + 現場管理費×90% + 一般管理費等×55% + 発生材売却費等

建築工事(建築設備工事を含む。)については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額(以下「現場管理費相当額」という。)が含まれているため、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。なお、現場管理費相当額は直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1(昇降機設備工事にあっては10分の1)を乗じた額とする。